

2023 年度 英国現代奴隷法に係る声明

株式会社バンダイナムコホールディングス（以下、当社）は、当社グループの事業及びサプライチェーンにおける奴隷労働及び人身取引などの人権侵害を防止するための取組みについて、2015 年に英国で施行された現代奴隷法第 54 条の定めに基づき、以下の通り公表します。

1. 当社グループの組織の構成、事業の概要及びサプライチェーン

当社グループは、Bandai Namco's Purpose「Fun for All into the Future」のもと、「夢・遊び・感動」でつながる未来を世界中のすべての人とともに創りつづけることを目指しています。

2023 年度は、IP（Intellectual Property：キャラクターなどの知的財産）を最適なタイミングで、最適な商品・サービスとして提供することで IP 価値の最大化をはかる「IP 軸戦略」を軸に、純粋持株会社である当社（本社：東京都港区）のもと、「デジタル事業」、「トイホビー事業」、「IP プロデュース事業」、「アミューズメント事業」の 4 つの事業セグメントと、それらを主にサポートする役割をもつ関連事業会社で事業活動を展開しました。各事業セグメントにおいては、事業統括会社となる会社を中心に国内外における事業戦略の策定・推進を行いました。

各事業セグメントの主な事業の内容及び事業統括会社は以下の通りです（2024 年 3 月末現在）

- 「デジタル事業」（事業統括会社：株式会社バンダイナムコエンターテインメント）
ネットワークコンテンツの企画・開発・配信、家庭用ゲームなどの企画・開発・販売
- 「トイホビー事業」（事業統括会社：株式会社バンダイ）
玩具、カプセルトイ、カード、菓子・食品、アパレル、生活用品、プラモデル、景品、文具などの企画・開発・製造・販売
- 「IP プロデュース事業」（事業統括会社：株式会社バンダイナムコフィルムワークス）
アニメーションなどの映像・音楽コンテンツの企画・製作・運用、著作権・版権の管理・運用、アーティストの発掘・育成、ライブエンターテインメント事業
- 「アミューズメント事業」（事業統括会社：株式会社バンダイナムコアミューズメント）
アミューズメント機器の企画・開発・生産・販売・アフターサービス、テーマパークやインドアプレイグラウンドを含むアミューズメント施設の企画・運営など

当社グループは、日本に本社を置く当社と、子会社 100 社及び関連会社 14 社により構成され、世界 27 の国・地域 に拠点を置いて事業展開しています（2024 年 3 月末現在）。また、当社及び連結子会社 79 社を対象にした当社グループの連結従業員数は 10,248 名（2024 年 3 月末現在）です。

当社グループの組織体制・事業詳細につきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.bandainamco.co.jp/about/organization.html> （日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/en/index.html> （英語）

当社グループでは、主に玩具事業及びアミューズメント事業において製造部門のサプライヤーが存在しています。玩具事業では、約 245 社のサプライヤーが存在し、約 605 カ所の最終梱包工場が日本、中国、ベトナムなどに存在しています。アミューズメント事業では、70 社のサプライヤーが存在し、11 カ所の最終組立工場が日本、中国などに存在しています。

2. 当社グループにおける奴隷及び人身取引の方針

労働環境及びサプライチェーン管理に関する方針

当社グループは、従業員をはじめバンダイナムコグループに関わるあらゆる人々が互いを尊重しあい、生き生きと働くことができる職場環境を実現することで、社会と企業の持続的な発展を目指すことを掲げています。

当社グループは、企業の事業活動が人権にインパクトを与えることを理解し、バンダイナムコグループの事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重することを、企業としての責任と考えています。バンダイナムコグループは、Bandai Namco's Purpose「Fun for All into the Future」がしめす姿である、エンターテインメントが生み出す心の豊かさで、人と人、人と社会、人と世界がつながる未来を、世界中のすべての人とともに創りつづけることを目指し、バンダイナムコグループの事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権を尊重する責任を果たすため、2023 年 11 月に、「バンダイナムコグループ人権方針」を策定し公開しました。

この方針は、バンダイナムコグループの役員および従業員に適用され、すべてのビジネスパートナーやサプライヤーに対しても理解、支持、遵守を求めるものです。

「国連ビジネスと人権に関する指導原則」および「子どもの権利とビジネス原則」に基づき人権尊重の取り組みを推進していくこと、本方針の推進担当にサステナビリティ担当役員（チーフ・サステナビリティ・オフィサー、CSO）を置き、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し継続実施すること、すべての役員および従業員に適切な教育を実施すること、取り組みにおいて外部専門家に相談し、関連するステーク

ホルダーとの対話・協議を行っていくこと、情報を開示していくことなどを明記しています。

バンダイナムコグループの人権への取り組みにつきましては、以下ウェブサイトをご覧ください

<https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/human-rights/index.html>（日本語）

<https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/human-rights/index.html>（英語）

また、現在、私たちの製品・サービスの提供を支えてくださるお取引先様と共に、サプライチェーン全体でサステナブル調達に関する課題の解決に取り組んでいくため、お取引先様向けの行動規範及びそのガイドラインの策定を進めています。当該ガイドラインにおいては、JEITAの「責任ある企業行動ガイドライン」などを参考に、強制労働、奴隷制及び人身売買の禁止を明記することを検討しています。

3. 事業及びサプライチェーンに関するデューディリジェンス手順

組織体制の整備

当社グループでは、当社常勤取締役および事業統括会社社長等で構成され、当社代表取締役社長が議長を務める「グループサステナビリティ委員会」を設置し、人権を含むサステナビリティ課題に関する当社および当社グループの方針や戦略的な目標を策定・推進しています。

また、当社においてサステナビリティ担当取締役を任命するとともに、グループ全体に関わるサステナブル活動を統括するサステナビリティ推進室を設置し、人権を含むサステナビリティ課題に関する活動の推進を図っております。なお、実践した活動と今後の方針については定期的に当社取締役会にて報告を行い、取締役会で議論のうえ、評価・改善を行っております。

なお、人権については、当社グループ人権方針の責任者に代表取締役社長、同方針の推進担当にサステナビリティ担当役員（チーフ・サステナビリティ・オフィサー、CSO）を置き、同方針に則った人権尊重の取り組みを推進しています。

また、コンプライアンス全般を管理するコンプライアンス担当取締役を当社内に任命しており、グループ内でコンプライアンス違反、あるいはそのおそれがある場合は、当社代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役（監査等委員である取締役を含む）ならびに委員長による指名者で構成する「グループリスクコンプライアンス委員会」で直ちにその対応を協議・決定する体制をとっています。なお、海外においては、海外地域統括会社4社を設置し、コンプライアンスの支援を行う体制をとっています。

さらに、コンプライアンス違反への対策のため、当社グループを横断する規約である「バンダイナムコグループ規約」に基づき、グループ各社がそれぞれ社内規程を制定し、内部通報制度を設けて運用しています。内部通報制度により、強制労働、児童労働など人権侵害をはじめとする各種コンプライアンス違反

が明らかになった場合、各社のコンプライアンス規程に基づき、事案に応じて適切な対応を行っています。

グループ各社における取組み状況

当社グループは、事業セグメントごとにサプライチェーン管理の維持向上に取り組んでおり、2023 年度は以下の取組みを一例として行いました。

トイホビー事業の事業統括会社である株式会社バンダイおよび主要会社である株式会社 BANDAI SPIRITS（ともに当社の完全子会社）では、日本国内向け製品を生産するほぼすべての海外最終梱包工場（2023 年度は約 300 社）において、「品質監査」と「COC (Code of Conduct) 監査」を一元化した「Bandai Factory Audit (BFA)」を実施、または SMETA (Sedex Members Ethical Trade Audit) や ICTI (国際玩具産業協議会) 等の「第三者 COC 規格のレポート」において「COC (Code of Conduct)」の項目を確認しています。「BFA」では、「強制労働」「児童労働」「労働時間」「賃金及び手当」「懲罰」「差別」などの基準の遵守を宣言した「バンダイ COC 宣言」を基本方針とし、独自の「BFA マニュアル」に基づき、監査を行いました。さらに、取引先との情報共有などを行うサプライヤーカンファレンスを開催し、取引先とともに強制労働・現代奴隷の禁止などを含めた法令遵守や労働環境の向上に努めています。

株式会社 BANDAI SPIRITS においては、前述の「BFA」または第三者の認定取得が無い工場に対し、独自の「BANDAI SPIRITS 最低要求監査書」を基準とした監査を実施し、人権に関する要求事項について確認しています。

また、欧米向け主要製品の生産指導・品質指導を行う BANDAI (SHENZHEN) CO., LTD.においては、主に前述の ICTI が玩具メーカー向けに定めた統一基準で、強制労働や人身売買、児童労働などの禁止を監査項目に含む「ICTI Ethical Supply Chain Program」や、SMETA (Sedex Members Ethical Trade Audit) など第三者機関の認証を受けた工場と取引を行っています（2023 年度に取引した欧米向け製品の一次工場はすべて認証済み）。

アミューズメント事業の事業統括会社である株式会社バンダイナムコアミューズメント（当社の完全子会社）では、サプライヤーとの取引開始時に、「強制労働」「児童労働」「労働時間」「賃金及び手当」「懲罰」「差別」「環境保護」の項目に関して違法行為がないことを確認したサプライヤーのみと取引を行うこととしています。また、新規に取引を行う業務用ゲーム製品の組付工場においては、就労環境を含む確認項目についてヒヤリングを行います。また、必要に応じて新規および既存の取引のある工場の監査を実施することとしています（2023 年度は新規の取引工場 1 件、既存の取引工場 1 件に対し監査を実施）

2023 年度のサプライチェーンの労働環境の取組みにつきましては、以下ウェブサイトをご覧ください。

https://www.bandainamco.co.jp/sustainability/materiality/workplace/supply-chain_labor.html

（日本語）

https://www.bandainamco.co.jp/en/sustainability/materiality/workplace/supply-chain_labor.html

(英語)

4. 事業及びサプライチェーンのうち、奴隷及び人身取引が行われているリスクがある部分、並びに当該リスクの評価及び管理のために実施した手順

かねてより当社グループでは人権デューディリジェンスの一環として、当社グループの主要事業及びそのサプライチェーンにおける現代奴隷リスクを含む人権への負の影響について、第三者機関の協力を得て特定・評価のための取り組みを実施して参りました。

2024 年 3 月期には当社グループの事業活動及びそのサプライチェーンにおいて一般的に発生可能性が高く、影響を受けるであろう人の数が多いと考えられる人権課題について、第三者機関の協力を得て初期的な分析を行いました。当該分析の結果については現在精査しておりますが、今後はその内容も参考にしながら、当社グループとしてリスクベースアプローチによる人権デューディリジェンスの取り組みを推進して参ります。

今後は、関連するステークホルダーとの対話・協議に基づき、当社グループの事業活動に係る人権への負の影響を特定、予防、軽減するため人権デューディリジェンスのシステムを構築し、継続的に実施していきます。

トイホビー事業の事業統括会社である株式会社バンダイおよび主要会社の株式会社 BANDAI SPIRITS では、海外の最終梱包工場にて、前述した「BFA」監査またはそれに準ずる監査を年に 1 回実施しており、さらに株式会社 BANDAI SPIRITS では、監査とは別にリスクのある国、地域の情報を収集し該当エリアの工場へのヒヤリングを実施しています。いずれも監査の結果、現代奴隷・人身売買等に関する問題があるとの報告はありませんでした。

5. 事業またはサプライチェーンにおいて、奴隷及び人身取引が行われないことを確保する方法の有効性

トイホビー事業の事業統括会社である株式会社バンダイおよび主要会社の株式会社 BANDAI SPIRITS では、前述した「BFA」またはそれに準ずる監査を年に 1 回実施しており、人権侵害が発生しないことを確保し、有効性を保っています。

アミューズメント事業の事業統括会社である株式会社バンダイナムコアミューズメントでは、定期的

なサプライヤー監査を実施することで、人権侵害が発生しないことを確保し、有効性を保っています。

6. 研修

「グループコンプライアンス憲章」の周知徹底のため、海外拠点を含む全社に同憲章を明記した社内掲示用ポスターを配布し、社内浸透を図っているほか、手引書となる「コンプライアンス BOOK」を作成し、グループ役員・社員に配付しています。

さらに、2023 年度は、グループ役員・全社員約 13,000 人を対象に、コンプライアンスに関する意識調査を 1 回行うとともに、個別事案に関する e ラーニングを 5 回実施し延べ約 65,000 名が受講したほか、新入社員研修をはじめとする各種社内研修等を通じて、憲章で掲げる理念の浸透を図りました。なお、グループ内のすべての事業会社の社長は、「グループコンプライアンス憲章」の遵守に関する宣誓書を当社社長宛に提出しています。

グループにおける人権対応強化のためには経営者層の理解が重要と考え、株式会社バンダイナムコホールディングスの国内外グループ各社の代表取締役や担当役員をはじめ、各社サステナビリティ担当者等総勢 150 名以上を対象に、外部講師を招き「ビジネスと人権」に関するセミナーを実施し、経営層の理解醸成に取り組んでいます。また、全従業員に対しても、外部講師を招いたサステナビリティに関するオンラインセミナーを実施し、グループ全体の意識向上を図っています。

サプライヤー向けの研修として、トイホビー事業の事業統括会社である株式会社バンダイでは、年 4 回開催する品質に関するサプライヤー向け勉強会において、当社グループにて策定した人権方針の説明や「BFA」に関する情報を伝達するとともに、「BFA」に特化したサプライヤー向けの会議体を年 1 回開催しています。

株式会社 BANDAI SPIRITS では、サプライヤー向けに品質等に関する連絡会を年 2 回開催しています。また品質等に関する展示会を国内外でそれぞれ年 1 回程度開催し、必要に応じて人権等に関する情報を展示し共有しています。

また、アミューズメント事業の事業統括会社である株式会社バンダイナムコアミューズメントでは青少年の健全な育成のための知識を深め適正な対応を行うべく、「JAIA 青少年アドバイザー」資格取得を推進。アミューズメント施設配属社員の取得率は 99%です。

7. 今後に向けて

現在、私たちの製品・サービスの提供を支えてくださるお取引先様と共に、サプライチェーン全体でサステナブル調達に関する課題の解決に取り組んでいくため、お取引先様向けの行動規範及びそのガイドラインの策定を進めています。当該ガイドラインにおいては、JEITAの「責任ある企業行動ガイドライン」などを参考に、強制労働、奴隷制及び人身売買の禁止を明記することを検討しています。

また、今後は当社グループの事業活動に関係する人権への負の影響を特定、予防、軽減するための人権デューディリジェンスの仕組みをグループ内で構築し、リスクベースアプローチに基づき継続的に実施していきます。

当社グループは、Bandai Namco's Purpose「Fun for All into the Future」のもと、「夢・遊び・感動」でつながる未来を世界中のすべての人とともに創りつづけるためには、すべての人々の基本的人権を尊重することが一つの重要な要素であるという考えに基づき、上述した方針のさらなる浸透と、取組みの継続と向上により、奴隷労働及び人身取引防止に努めてまいります。

8. 取締役会の承認

私、川口勝は、「2023 年度 英国現代奴隷法に係る声明」の内容が事実であり、当社取締役会の承認を得たものであることを証明いたします。

2024 年 9 月 30 日

株式会社バンダイナムコホールディングス
代表取締役社長

川口勝